

耐震強化に関する今後の検討について

1. 地震を巡る最近の動向

- 平成25年5月、内閣府は「南海トラフ巨大地震対策について」の報告書を取りまとめ、南海トラフ巨大地震の特徴、対策の基本的な方向、さらには具体的に実施すべき対策を取りまとめた。この中で、石油コンビナート地帯及び周辺的安全確保については、高圧ガス保安法等の災害防止に関する法律に基づく対策を進める必要があるとの指摘されている。
- また、国土交通省では、南海トラフ巨大地震や首都圏直下地震対策として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正（平成25年5月公布、11月25日施行）し、不特定多数の者が利用する建築物等（※）のうち大規模なもの、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、並びに都道府県が防災拠点建築物として指定する庁舎、避難所などの既存の建築物のうち、特に耐震化が求められるものに対して、耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表など規制を強化している。
（※）病院、店舗、旅館、学校、老人ホーム等

2. 耐震強化に関する今後の検討

- 上記、内閣府や国土交通省としての取組も踏まえ、高圧ガス設備についても耐震強化について検討する必要性が高まっており、既存設備、特に保安上の重要設備について耐震強化のための対策を講じること等について、本小委員会で検討を実施する。
- 併せて南海トラフや首都直下地震などに対応した耐震基準の見直しについても検討を実施する。